

ほうてらす Vol.39

初めての一人暮らし
どうする？

P02-05
特集
暮らしのなかの法律



P06-07
INTERVIEW
中川翔子さん

P08-09
困ったときの法テラス
相談事例集Vol.3

P10
スタ弁日記

P11
リレーション・テラス

P12
こちら法テラス大阪です!

法テラスは業務開始10周年



03

大阪市北区西天満1-12-5
大阪弁護士会館B1F
☎0503383-5425
◎平日 9:00～17:00
◎京阪中之島線「なにわ橋駅」出口①から徒歩5分。
地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」1番出口から徒歩10分。
同「北浜駅」26号階段から徒歩10分。



無断使用・転載・複写等を禁止します。

写真上:右から桂南光さん、桂千朝さん、宮崎誠理事長、巽(たつみ)昌章スタッフ弁護士。



このコーナーでは、
地方事務所の活動内容
などをご紹介します!



法テラス

「法テラス寄席」やってます!

太 閣さんのお膝下、食い倒れの街大阪。法テラス大阪は、大阪市中央公会堂等のレトロ建築を間近に見る大阪弁護士会館の中にあります。
東京に次ぐ大規模事務所、日々多くの方に利用いただいています。職員は相談に来られる一人ひとりのお役に立てるよう親切・丁寧な対応を心掛け、慌ただしい中であっても「笑顔」を忘れずに業務に励んでいます。
そんな法テラス大阪では開業2年目から毎年、「法テラス寄席」を開催しています。例年、落語三題に続き、嘶家さんと弁護士がその一つを題材にして現代の法解釈ではどうなるか、面白おかしく解説します。法テラス設立10周年である今年度は、大阪出身の宮崎理事長も参加して、桂南光さんとトークバトルを繰り広げ、大盛況のうちに幕を閉じました。
法テラス大阪は、大阪市に隣接する堺市にある法テラス堺出張所とともに、法的トラブルを抱えてお困りの方を笑顔にできるよう、これからも、職員一同「がんばりまっせ!!」



困ったら法テラス。まずはお電話を。 [平日:午前9時～午後9時] [土曜日:午前9時～午後5時]

法テラスサポートダイヤル **0570-078374**
IP電話からは03-6745-5600

犯罪被害者支援ダイヤル **0570-079714** 震災法テラスダイヤル **0120-078309**
IP電話からは03-6745-5601

www.houterasu.or.jp **法テラス**

発行:日本司法支援センター(法テラス)本部/発行責任者:事務局長 鈴木啓文
法テラス本部 〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 電話:050-3383-5333(代表)
平成29年1月発行

法テラスの由来

法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々につらいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味を込めています。

新生活応援特集

どうする？ 初めての一人暮らし

就職のため、4月から東京で一人暮らしを始めるタクヤ君。
故郷を離れるのは初めてで、楽しみと不安な気持ちでいっぱいです。
タクヤ君と、新生活の「どうする?」について一緒に考えましょう。



タクヤ君 (22歳)
北海道の実家で暮らす大学4年生。東京の会社に就職が決まり、4月から新社会人になる。

「理想的な部屋を発見！ めんどろだし、内見せずに 決めちゃってもいいかな？」



遠く離れた地域の物件を借りる場合、契約前に内見する(実際に物件を見る)には、確かにお金も時間もかかります。
しかし、内見せずに物件を決めるのはトラブルのもとです。いざ入居してみたら、「見取図と間取りが違う」「防音性が悪い」「日当たりが悪い」「水まわりがにおう」「周囲の環境がよくない」など事前の情報と異なることも…。実際に自分の目で見て、物件が自分の希望に合っているか、設備に不

備はないか、しっかりと確かめておきましょう。
契約後に、物件が気に入らないといってみても、多くの場合、支払ってしまった敷金や礼金などは返してもらえません。ましてや、新しい物件への引越費用を家主や業者に支払わせることは非常に困難です。
新生活に向けて気持ちよいスタートを切るためにも、物件はぜひ内見するようにしましょう。

インターネット
で部屋探し

印鑑を持って
契約へ!



「契約書は難しい言葉で いっぱい。『敷金』『礼金』…。 これってどう違うの?」

住みたい物件が決まれば契約を結ぶことになります。しかし、契約書には普段見慣れない言葉が並んでいます。

例えば「敷金」。これは、賃料などを担保するために、入居時に借主が貸主に支払うものです。原則として退去時に返還されますが、未払家賃がある場合、借主が修繕義務を負う場合などにはそこから差し引かれます。

次に「礼金」。これも、入居時に借主が支払うものですが、敷金とは異なり、通常返還されることはありません。

あとは「更新料」。一般的に賃貸では契約期間を決めて入居しますが、期間満了後も住み続ける場合には、更新(再契約)する必要があります。その際に支払うのが更新料です。

物件を借りる際に必要なお金は様々。金額の相場や有無だけでなく、呼び方さえも異なることがあります。「そういう意味だったの?」とならないよう、契約前に十分確認しておきましょう。

「ベッドはどこに置く?」「カーテンは何色にしよう?」「友達と鍋パーティー☆」…。
自由気ままな一人の生活への期待に胸が膨らみますね。でも、皆さん、新生活の準備は万全ですか?
一口に「新生活」といっても、住む地域や物件を決めて契約をする、引越業者から見積もりを取って作業を依頼する、住民票の移動、水道・電気・ガスの手続をする…、しなければならぬことが盛りだくさんです。

また、実際に新生活が始まって、家賃や光熱費の支払、ご近所さんのお付き合いなど考えなければならぬことであふれています。
様々なトラブルを未然に防ぎ、新生活のスタートをより充実したものにするためには、しっかりと準備をすることが必要です。皆さんが新生活を始めるに当たって直面する「どうする?」について、一緒に考えていきましょう。

更新料

礼金

敷金

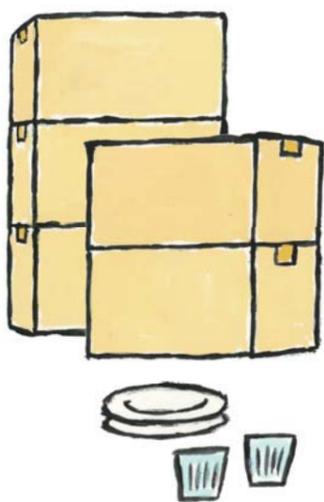


「いよいよ引っ越し当日！
大切な荷物がちゃんと
届くか不安だな…」

無事引っ越しを済ませたと思ったら、荷物が壊れていた、なくなっていたということがある。このような場合、原則として、業者は注意を怠らなかつたことを自ら証明しなければ損害賠償を行うことになっていきます。ただし、『標準引越運送約款』（多くの業者が取り入れている引っ越しのルール）上、荷物を引き渡されてから3か月以内に業者に対して通知をしないと損害賠償を請求できなくなってしまう。

引っ越し前に荷物のリストを作つて業者と一緒に確認するなどともに、引っ越し後には荷物がちゃんと届いているかどうか速やかに確認するようにしましょう。

また、引越業者は、通常、損害保険に入っていることが多いので、契約の段階で保証内容を確認しておきましょう。



いよいよ
引っ越し！



いざ入居！



「壁にオシャレな棚をつけて
マンガを並べたい！
くぎを打っても大丈夫？」

部屋の借主は、退去する際に、部屋を借りたときの状態に戻さなければなりません。これを原状回復義務といい、賃貸借契約の中で最もトラブルになりやすいものです。原状回復義務は、「通常の使用を超えるような」使用をすることで部屋に劣化が生じた際に発生します。どのような場合に借主が責任を負うことになるのかについては、

目安として国土交通省から『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』が示されているので参考にするとよいでしょう。これによると、壁にくぎを打つことは、「通常の使用を超えるもの」とされています。

また、退去する段階では、入居時の状況や部屋の劣化の程度などがあいまいになってしまい、退去する際の責任の所在がはっきりしないことがあります。必ず、入居段階で、室内・設備の状況、壁のキズなどの記録を残すとともに、貸主・借主双方で確認するようにしましょう。



家賃の支払は忘れずに

初めての一人暮らし…。食費、日用品、交際費など、結構出費がかさむものですね。ですが、遅れずに家賃を支払っていますか？

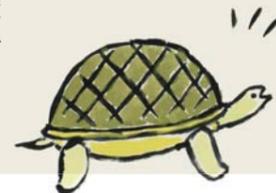
家賃を滞納したり、何度も支払が遅れたりすると、入居者自身が家賃の請求を受けるだけでなく、保証人(保証会社)に対して請求されたり、賃貸借契約を解除されて物件を明け渡さなければならなくなったりする場合があります。家賃の支払が滞らないように、しっかりと生活設計を立てて、充実した新生活を送ってくださいね。

一人暮らしは寂しいから猫を飼いたいな…。

でも、ちょっと待って。「ペット可」とうたっている物件以外の多くでは、契約上、貸主の承諾なくペットを飼育することが禁止されています。国土交通省の『賃貸住宅標準契約書』でも、貸主の承諾を得ることなく「鑑賞用の小鳥、魚等であつて明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物以外の犬、猫等の動物」を飼育することが禁止されています。

ただし、どのような動物であれば貸主の承諾なく飼育する

ことができるのか、例えばハムスターなどの小動物やカメなどの爬虫類を飼育することができるのか等については、必ずしも明確ではありません。もし飼育したいペットが決まっているなら、契約前に貸主や不動産業者に相談しておくことが必要でしょう。



「毎日飲み会で、
洗濯と掃除が深夜に。
結構音が
響いているかなあ」

生活にも
慣れてきて…

集合住宅は、防音性の高い物件ばかりではありません。ですから、隣人に迷惑をかけるないように注意する必要があります。日常的に生じる生活音などは受忍すべき範囲内と考えられますが、大音量で音楽をかけたり、楽器を大きな音で演奏したり、夜中に掃除機をかけたたり、大きな足音をたてたりすることは、トラブルに発展したり、事情によっては差止めや損害賠償を求められる場合もあるので、避けた方がよいでしょう。

逆に、隣人の音が気になる場合でも、いきなり苦情を言ったりすることは、感情的な対立を招くおそれもあります。まずは管理会社に相談するなど、できるだけ円満に解決を図ることも、集合住宅で気持ちよく生活するコツです。



お気軽にご相談ください！

ここで紹介したものは、新生活で直面する「どうする？」のほんの一部。分からないことや心配なことがあつたら、問題が起こる前に相談しましょう。法テラスは、皆さまがひとりで悩まないようにするサポート機関です。お悩みごとが法律に関するかどうか分からなくても、まずはお気軽にお電話ください。

法テラス・サポートダイヤル

☎ 0570-078374

SHOKO NAKAGAWA

バラエティ番組の司会、女優、歌手、声優、イラストレーター、漫画家など、マルチに活躍する中川翔子さん。愛猫家としても有名です。昨年の春に、親元を離れて一人暮らしを始めた中川さんに、引っ越しにまつわるお話をうかがいました。

ささやかな幸せを発見できた引っ越し

「4か月間にわたるミュージカルとアクシオン満載のライブショーという2つの舞台を控えた昨年春、ハードな日々を乗り切る体力をつけたり、アクシヨンの練習をしたりしようと思って、広いベランダのある家に引っ越したんです」

中川さんは、この引っ越しで生活が大きく変わったそうです。

「体調を崩さないように食生活に気を配ろうと始めた料理はすごく楽しいですし、掃除や洗濯にも意外にハマっています」

これまで忙しい毎日を送っていたこともあり、家事は母親任せでしたが、それを自分で行うようになったことで、「今までやったことのないことをやるうと思うようになった」と言います。

「新しい柔軟剤を試したり、ランプを部屋に飾ったり、香りを漂わせたり…。そんな小さなことでも、ささやかな幸せが感じられました。もっと早くやればよかった(笑)」

中川さんといえば「オタク」として有名です。漫画本やゲームソフトに

加え、食品サンプルやコスプレの衣装なども収集しています。引っ越し先には厳選した最小限のものだけを持ってきて、残りは泣く泣く実家に置いてきました。

「よく読む本や漫画は、ベッドの回りの手の届く位置に置いておきたいので、引っ越し前は人を部屋に招けないほどゴチャゴチャでした。でも、引っ越しを機に部屋をきれいに保っています」

部屋がスッキリしたこともあり、心身の調子がよくなったとのこと。

「私の仕事は、誰かに笑顔を届けることで、そのためには、気持ちが必要であることが必要です。だから、家ではゆったりくつろいで、心身を休ませています。部屋というのは、元氣な自分をつくる大切な空間なんだと気付きました」

一人で悩む時間は、一日でも一時間でも短い方がいい

愛猫家としても知られる中川さん。一緒に暮らしている2匹の猫は、中川さんに元氣を与えてくれる存在です。

「猫ちゃんたちの生活は楽しいですが、毛においては気になります。毛に関するでは、お掃除ロボットが、神がかっ

て活躍してくれています(笑)。ただ、においては自分だけじゃなくて近所さんに迷惑をかけてしまうこともあるので、気をつけています。たとえば、トイレは屋根付きのものにしたり、消臭剤を置いたりしておいが外に広がらない工夫をしています」

実は、転居してすぐにおいに悩まされてきました。

「部屋は自分でも見に行つて決めたのですが、引っ越しして洗濯機を使ったら排水口のおいがひどかったんです。鼻が利かなくなるほどでした。ちゃんと見に行つて部屋を決めても、実際に住んでみると思わぬトラブルに遭遇することもあったので…」

いろいろ試したそうですが、最終的には業者に依頼してどうにか解決したそうです。

今回の取材ではじめて法テラスを知ったという中川さん。

「一人でいると不安に感じることもあるし、悩み始めるとどんどん深みにはまりがちです。でも、悩む時間は短い方がいいから、そんな時は迷わず法テラスさんに相談してみるのもいいかも。そして、誰もが健やかで幸せに暮らしてほしいですね」

中川翔子さん

(マルチタレント)

引っ越しを機に、
やったことのないことを、
やろうと思うようになって
いい方向に人生が変わりました。



PROFILE

なかがわ しょうこ / 1985年生まれ、東京都出身。ミスマガジンから誕生したアイドルで、「しょこたん」の愛称で親しまれる。2004年11月に開始したブログ「しょこたん☆ぶるぐ」で人気を博し、2005年からのテレビ番組レギュラー出演を機に一躍有名に。現在、「ウチくる!」(フジテレビ)、「中川翔子のマニア★まにある」(BS日テレ)などに出演。



20代・女性

親友がストーカー被害を受けています。法テラスの**犯罪被害者専用**の電話窓口があると聞いたのですが、**どんな人が対応しているのですか。**

Case 3

サポートダイヤルでは、法テラスの犯罪被害者支援業務に関する研修を受けた担当者が対応します。お電話いただければ、解決に役立つ情報や相談できる窓口を案内いたします。必要に応じて、被害に遭われた方が同じ話を繰り返し話さなくてもよいように、相談者の合意の下、サポートダイヤルで伺った情報をお近くの法テラスへ引き継ぎ、地方事務所から弁護士相談の案内等を行う場合もあります。

犯罪被害者支援ダイヤル **0570-079714**

Case 4

私の担当に**足の不自由**な方がいます。お家の押入れを見ると中には**高級布団**がいっぱいで…。弁護士に相談した方が**いいと思うのですが、ご本人は足が悪くて。**



20代・ホームヘルパー

お問合せ方法

様々な窓口をご用意しています。ご希望にあわせてご利用ください。

→お電話で

法テラス・サポートダイヤル

0570-078374

犯罪被害者支援ダイヤル

0570-079714

受付：平日9時～21時、土曜9時～17時

(祝日・年末年始を除く)

対応者：オペレーター

*通話料がかかります。

→窓口で

お近くの法テラス

受付：ホームページでご確認ください。

対応者：消費生活専門相談員有資格者など

→パソコン・スマートフォンで

メールによる情報提供

受付：24時間 年中無休

回答：可能な限り早く行います。

※ただし、土日、祝日、年末年始は、

回答が遅くなります。

よくあるお問合せ・相談窓口の検索

[詳しくはホームページをご覧ください]

www.houterasu.or.jp/

クレジットカードを作ろうと思ったら、**信用履歴に問題**があるから作れないと言われました。10年前、確かに**自己破産**をしたことはあるのですが…。**ずっと作れないのでしょうか？**

Case 1



40代・男性

自己破産をすると、債権者であるクレジット会社などが加盟する信用情報機関にその情報が登録され、クレジットカードを作ることが難しくなると言われています。それぞれの信用情報機関のサイト上で開示手続の確認をすることができますので、一度調べてみてはいかがでしょうか。

この間、**歩道**を**猛スピード**で走っている自転車と接触して、ケガをした！**歩道は歩行者のものだろう!!!**

Case 2



70代・男性

自転車は、原則として車道を通行しなければなりません。自転車通行可の道路標識がある歩道であれば、自転車であっても通行することができます。自転車と接触し、ケガを負ってしまった場合には、相手方に損害賠償請求をすることも考えられます。弁護士会の相談窓口などに相談してはいかがでしょうか。

困ったときの



法

テ

ラ

ス

相談事例集 Vol.3

情報提供業務

民事法律扶助業務

法テラスの主な業務

司法過疎対策業務

犯罪被害者支援業務

国選弁護等関連業務

知ってください、法テラスのこと。

法テラスは、各種機関・団体とネットワークの構築・強化に努めながら、様々な法的支援を行っています。

自治体、弁護士、司法書士、警察、支援団体…。相談窓口がバラバラなために必要な情報にたどり着けない、経済的に余裕がなく相談できない、近くに専門家がいないなどの理由から、法律の専門家の助けを得られないという問題に対処するため、平成18年4月10日、国が全額出資し法テラスを設立しました。

《法テラスの主な業務》 情報提供業務

生活上の法的なトラブルに対し、解決に向けた情報を無料でご案内します。どなたでも、何回でも匿名で利用できます。

お悩みを抱えているご本人が電話をかけるのをためらっていたり、一人で電話をかけるのが難しい場合は、ご家族や友人、サポートする方々からお電話いただくこともできます。

民事法律扶助業務

経済的に余裕のない方を対象に無料法律相談を行い、必要な場合には審査の上、弁護士・司法書士費用等を立て替えます。7月からは政令で指定された大規模災害被災者の方も無料法律相談の対象となりました。

犯罪被害者支援業務

相談窓口のご案内、利用できる法制度などの情報を無料で提供し、個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行います。その他、被害者参加人のための国選弁護制度や被害者参加旅費等支給制度の事務も行っていきます。

国選弁護等関連業務

国選弁護等に関する弁護士との契約、国選弁護人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人等に対する報酬・費用の支払いなどを行います。

司法過疎対策業務

身近に法律家がない地域に司法過疎地域事務所を設置します。そこに常駐するスタッフ弁護士が、民事法律扶助事件や国選弁護事件等に取り組んでいます。

※スタッフ弁護士
法テラスに勤務する弁護士。司法過疎地域だけでなく、都道府県の県庁所在地等にある地方事務所、支部などでも民事法律扶助、国選弁護等の法的サービスを行っています。

Relation Terrace

リレーション・テラス

法テラスの活動やイベント、ニュースなど、さまざまな情報をお届けします。

Information

6か国語でご案内

法テラスは外国語を話される方のために《多言語情報提供サービス》を実施しております。

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語を話される方は、以下の番号にお電話ください。

多言語情報サービス

0570-078377

受付：平日 9時～17時（祝日、年末年始を除く）

通訳を介して、お悩みの解決に役立つ日本の法制度や相談窓口情報を無料でご紹介します（通話料がかかります）。

Information

ご寄附について

法テラスでは、随時ご寄附をお受けしています。皆さまからいただいた寄附金は法テラスが行う公共性の高い業務の事業資金として有効に活用させていただきます。法テラスにご寄附いただくと、税制上（所得税、相続税、法人税）の優遇措置をお受けいただけます。

詳しくはホームページをご覧ください。

http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kufukin/

Information

ツイッター・メルマガにご登録を！

法テラスは、ツイッターとメルマガを配信しています。法テラスのサービス内容や法律の豆知識など、気軽に読める内容です。

ご登録はパソコン、携帯、スマートフォンからどうぞ！

→ 法テラス（広報）公式アカウント

@houterasu_4_10



→ メールマガジン「ほうてらすPlus」（月刊）

http://www.houterasu.or.jp/mail_magazine/index.html

編集後記

先日テレビで、手軽にできるDIYが特集されており、壁や床に傷がつくのを防ぐグッズが紹介されていました。賃貸住宅に住んでいて、くぎで壁を傷つけることに抵抗がりましたが、これなら気軽にチャレンジしてみたい！と思いました。新生活を始める皆さまが、新居で素敵な生活を過ごせるよう願っています。（M.M）

Information

熊本地震で被災された方へ

法テラスでは、熊本地震の被災者が利用できる「無料法律相談」と、熊本地震の被災者が利用できる法制度や相談機関・団体等をご紹介する「情報提供」を実施しています。

「無料法律相談」は、平成29年4月13日をもって終了しますが、熊本地震の被災者が利用できる法制度や相談機関・団体等の紹介（情報提供）は、引き続きご利用いただけます。お気軽に以下の番号までお問合せください。

震災 法テラスダイヤル

0120-078309

受付：平日 9時～21時、土曜 9時～17時
（祝日、年末年始を除く）

Information

法テラスを利用してみよう

法テラスは、民事法律扶助業務を行っています。経済的に余裕のない方（個人）が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行います（法律相談援助）。また、必要に応じて審査の上、弁護士、司法書士費用等の立替えを行います（代理援助、書類作成援助）。

ご利用条件は、ホームページで公開しています。

→ ご利用の条件など、利用に際してよくあるご質問

<http://www.houterasu.or.jp/nagare/faq/#jouken>

Information

刊行物をお送りします

法テラスで発行している広報誌やパンフレットなどの送付をご希望の自治体、相談機関、団体等の皆さまは、お近くの地方事務所へお知らせください。ラックへの設置も歓迎です。

→ お近くの法テラス（地方事務所一覧）

<http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/>

【本誌へのご意見・ご感想はこちらまでお寄せください】

法テラス本部 総務部 広報・調査室

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

T E L : 050-3383-5348

E-mail : kouhou-chousa@houterasu.or.jp

Twitter : @houterasu_4_10

スタ弁が行く！

スタ弁日記 vol.7

深刻な後見人不足を打開する新たな試み 佐渡の市民後見人養成講座

かんだ・よしろう / 2013年弁護士登録。新聞社勤務を経て現職。家族を東京に残して単身赴任中。今の悩みは下の子（1歳）に顔を覚えられていないのでは？ということ。好きな食べ物は佐渡の海産物。



法テラス佐渡法律事務所
神田敬郎 弁護士

裁判所や福祉関係者と工夫してつくる講座

本人「わしはずっとこの家で暮らしたいんじゃない」
ケアマネジャー「認知症の傾向が進んできているので、自宅で生活を続けるのは難しいと思います。施設入所を検討しませんか？」
後見人「うーん」

これは実際にあった後見事件：ではなくて、新潟県佐渡市で行われている市民後見人養成講座で名物となっている小芝居の一幕です。新潟港からフェリーで2時間半。離島の佐渡市は高齢化が進み、成年後見を必要とする高齢者が年々増える一方です。ところが、親族を後見人にするとしても親族全員が高齢者であったり、弁護士、司法書士、社会福祉士といった島内の専門職を頼もうにも、それぞれ限界まで後見人に就任して受けれなかったりするため、本来であれば成年後見人が必要な方に後見人を付けられないという現象が深刻化しています。

市民後見人となる制度が導入されました。現在では23名の方が候補者名簿に登録され、そのうち9名の方が実際に市民後見人として活動を始めています。

か、多くの受講生が講座すべてに出席し、必要な知識を身に付けて巣立って行きました。

弁護士が養成講座に直接関わることで、単に弁護士が目前の事件を受任するよりも、はるかに多くの後見人の受け皿を作ることができるので非常にやりがいがあります。

思わぬ副産物もありました。私自身はもともと、大勢の前に立つて話したりするのが苦手でしたが、小芝居を何度もやったおかげで、前でも話すのが苦にならなくなり、法廷での立居振舞もよくなりました。



イラスト=小池アミイゴ

→ スタ弁（スタッフ弁護士）って？ …… 全国各地にある法テラスの法律事務所等で働く弁護士です。